

○経済産業省告示第二百十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年六月三十日から施行する。

平成十八年六月三十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 松田 岩夫

第二号に次のように加える。

へ スーダンにおけるダルフルと和平阻害関与者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフルと和平阻害関与者等を指定する件（平成十八年外務省告示第三百七十四号）で定めるものをいう。）